

## 保育所等を利用する世帯への支援の拡大について

### 1 概要

保育所等を利用する世帯の経済的負担を軽減するため、現在実施している第2子以降の保護者負担額の減額や利用料の助成の対象を第1子に拡大するなど、支援の充実を図る。

### 2 支援の内容（施設別）

- (1) 認可保育所、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所、家庭的保育事業等  
【0歳から2歳までの保育料】

対象	現状	変更後
第1子	<u>保護者負担あり</u>	<u>保護者負担なし</u>
第2子以降	保護者負担なし	

- (2) 認証保育所、認可外保育施設  
【0歳から5歳までの保育料助成（上限）】

対象		現状	変更後
0～2歳児	第1子	<u>月額40,000円</u>	<u>月額80,000円</u>
	第2子以降	<u>月額67,000円</u>	
	非課税世帯		
3～5歳児		<u>月額57,000円</u>	<u>月額77,000円</u>

※認可外保育施設は、指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設が対象

- (3) 私立幼稚園

【満3歳児(保育の必要性のある課税世帯)の預かり保育利用料に対する助成（上限）】

対象	現状	変更後
第1子	<u>対象外</u>	<u>月額16,300円</u>
第2子以降	月額16,300円	

(4) 障害児通所支援事業所

【0歳から2歳までのサービス（※）利用料負担分】

対象	現状	変更後
第1子	<u>保護者負担あり</u>	<u>保護者負担なし</u>
第2子以降	保護者負担なし	

※児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

3 実施時期

令和7年4月から実施

4 補正予算額（案）

歳入 △106,879千円

歳出 145,841千円

5 今後の予定

補正予算成立後、速やかに事業を実施する。

第57号議案 東京都台東区保育所等保育料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条の規定による改正

改 正 案	現 行
<p><u>(保育料)</u>  <u>第2条 保育料（保育所等において保育を行ったときに係る費用及び法第24条第5項又は第6項の措置を行ったときに係る費用として徴収するものをいう。）の額は、0円とする。</u></p>	<p><u>(保育料)</u>  <u>第2条 東京都台東区長（以下「区長」という。）は、保育所（東京都台東区立保育所条例（昭和36年4月台東区条例第2号。以下「保育所条例」という。）第2条に規定する保育所に限る。）又は幼保連携型認定こども園において保育を行ったときは、当該児童の扶養義務者から、当該保育に係る費用を徴収する。</u>  <u>2 区長は、保育所（私立保育所に限る。）において保育を行ったときは、当該児童の扶養義務者から、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項の規定により費用を徴収する。</u>  <u>3 区長は、保育所等において法第24条第5項又は第6項の措置を行ったときは、法第56条第2項の規定により、法第51条第4号又は第5号に規定する費用を徴収する。</u>  <u>4 前3項の規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u>  <u>(1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第4条第1項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である児童に係る保育料 別表第1に定める額</u>  <u>(2) 府令第4条第1項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である児童に係る保育料 別表第2に定める額</u></p>

(延長保育料)

第3条 東京都台東区長（以下「区長」という。）は、保育所等において保育を行った児童（私立保育所及び東京都台東区立保育所条例（昭和36年4月台東区条例第2号。以下「保育所条例」という。）第7条ただし書の規定により区長が指定するものが管理する保育所（以下「指定管理保育所」という。）において保育を行う児童を除く。）について延長保育を承認した場合は、当該児童の扶養義務者から延長保育料として、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を徴収する。

- (1) 保育所条例第6条第1項の開所時間又は東京都台東区立幼保連携型認定こども園条例（平成26年12月台東区条例第41号。以下「幼保連携型認定こども園条例」という。）第4条第1項の開園時間を超えて行う保育に係る延長保育料 別表第1に定める額
- (2) 保育所条例第6条第2項又は幼保連携型認定こども園条例第4条第2項の保育の利用時間を超え、保育所条例第6条第1項の開所時間又は幼保連携型認定こども園条例第4条第1項の開園時間の範囲内において行う保育に係る延長保育料 別表第2に定める額

(預かり保育料)

5 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）に監護される者及び府令第28条の2各号に掲げるもの（以下これらを「負担額算定基準者」という。）が2人以上いる場合においては、負担額算定基準者のうち最年長の者（同一年齢の者が2人以上いるときは、そのうち1人とする。）以外の児童に係る保育料の額は、0円とする。

(延長保育料)

第3条 区長は、保育所等において保育を行った児童（私立保育所及び保育所条例第7条ただし書の規定により区長が指定するものが管理する保育所（以下「指定管理保育所」という。）において保育を行う児童を除く。）について延長保育を承認した場合は、当該児童の扶養義務者から延長保育料として、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を徴収する。

- (1) 保育所条例第6条第1項の開所時間又は東京都台東区立幼保連携型認定こども園条例（平成26年12月台東区条例第41号。以下「幼保連携型認定こども園条例」という。）第4条第1項の開園時間を超えて行う保育に係る延長保育料 別表第3に定める額
- (2) 保育所条例第6条第2項又は幼保連携型認定こども園条例第4条第2項の保育の利用時間を超え、保育所条例第6条第1項の開所時間又は幼保連携型認定こども園条例第4条第1項の開園時間の範囲内において行う保育に係る延長保育料 別表第4に定める額

(預かり保育料)

第5条 区長は、幼児教育を行った児童（保育所等において保育を行うことに係る児童及び指定管理保育所において幼児教育を行った児童を除く。）について預かり保育を承認した場合は、当該児童の扶養義務者から預かり保育料として、[別表第3](#)に定める額を徴収する。

2 (略)

(1) 最年長の児童の次に年長の児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、そのうち1人とする。）[別表第3](#)に定める額の2分の1に相当する額

(2) (略)

3 第1項の規定にかかわらず、[別表第4](#)に定める階層区分に属する世帯の児童に係る預かり保育料の額は、0円とする。

4 (略)

([延長保育料等](#)の通知)

第6条 区長は、[第3条及び前条](#)の規定により[延長保育料](#)又は預かり保育料（以下「[延長保育料等](#)」という。）を決定し、又は変更したときは、扶養義務者に通知しなければならない。

([延長保育料等](#)の納期限)

第7条 扶養義務者は、前条の規定により通知された[延長保育料等](#)を指定された期限までに納付しなければならない。

([延長保育料等](#)の減額)

第8条 区長は、[第3条及び第5条](#)の規定による[延長保育料等](#)の納付につき、特に必要があると認めるときは、その[延長保育料等](#)の全部又は一部を減額することができる。

第5条 区長は、幼児教育を行った児童（保育所等において保育を行うことに係る児童及び指定管理保育所において幼児教育を行った児童を除く。）について預かり保育を承認した場合は、当該児童の扶養義務者から預かり保育料として、[別表第5](#)に定める額を徴収する。

2 (略)

(1) 最年長の児童の次に年長の児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、そのうち1人とする。）[別表第5](#)に定める額の2分の1に相当する額

(2) (略)

3 第1項の規定にかかわらず、[別表第6](#)に定める階層区分に属する世帯の児童に係る預かり保育料の額は、0円とする。

4 (略)

([保育料等](#)の通知)

第6条 区長は、[第2条から前条まで](#)の規定により[保育料](#)、[延長保育料](#)、[短時間保育料](#)又は預かり保育料（以下「[保育料等](#)」という。）を決定し、又は変更したときは、扶養義務者に通知しなければならない。

([保育料等](#)の納期限)

第7条 扶養義務者は、前条の規定により通知された[保育料等](#)を指定された期限までに納付しなければならない。

([保育料等](#)の減額)

第8条 区長は、[第2条から第5条まで](#)の規定による[保育料等](#)の納付につき、特に必要があると認めるときは、その[保育料等](#)の全部又は一部を減額することができる。

(督促)

第9条 区長は、扶養義務者が納期限までに延長保育料等を納付しないときは、納付すべき期限を指定して督促するものとする。

(削除)

(削除)

(督促及び滞納処分)

第9条 区長は、扶養義務者が納期限までに保育料等を納付しないときは、納付すべき期限を指定して督促するものとする。

2 区長は、保育料につき、前項の規定による督促を受けた者が指定期限までにこの督促の金額を納付しないときは、法第56条第5項若しくは第6項又は子ども・子育て支援法附則第6条第6項の規定により、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

別表第1 (第2条関係)

<u>各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</u>		<u>保育料月額 (児童単位)</u>		
<u>階層区分</u>	<u>定義</u>	<u>3歳未満児</u>	<u>3歳児</u>	<u>4歳以上児</u>
<u>A</u>	<u>生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯</u>	<u>円</u> <u>0</u>	<u>円</u> <u>0</u>	<u>円</u> <u>0</u>
<u>B</u>	<u>A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯</u>			
<u>C</u>	<u>A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯 (所得割非課税世帯)</u>	<u>1,900</u>		
<u>D1</u>	<u>A階 当該年度分の区市町村民税</u>	<u>2,400</u>		

	層を 除き	のうちの所得割課税額が9,5 00円未満である世帯			
D2	当該 年度 分の 区市	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が9,5 00円以上18,700円未満であ る世帯	3,200		
D3	町村 民税 所得 割課	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が18, 700円以上27,900円未満であ る世帯	7,100		
D4	税世 帯	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が27, 900円以上37,100円未満であ る世帯	8,800		
D5		当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が37, 100円以上45,900円未満であ る世帯	10,100		
D6		当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が45, 900円以上65,800円未満であ る世帯	16,700		
D7		当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が65, 800円以上85,900円未満であ る世帯	21,000		
D8		当該年度分の区市町村民税	23,800		

		<u>のうちの所得割課税額が85,900円以上105,900円未満である世帯</u>			
	<u>D9</u>	<u>当該年度分の区市町村民税のうちの所得割課税額が105,900円以上125,800円未満である世帯</u>	<u>26,400</u>		
	<u>D10</u>	<u>当該年度分の区市町村民税のうちの所得割課税額が125,800円以上148,700円未満である世帯</u>	<u>28,800</u>		
	<u>D11</u>	<u>当該年度分の区市町村民税のうちの所得割課税額が148,700円以上188,800円未満である世帯</u>	<u>31,300</u>		
	<u>D12</u>	<u>当該年度分の区市町村民税のうちの所得割課税額が188,800円以上216,200円未満である世帯</u>	<u>33,500</u>		
	<u>D13</u>	<u>当該年度分の区市町村民税のうちの所得割課税額が216,200円以上242,100円未満である世帯</u>	<u>35,900</u>		
	<u>D14</u>	<u>当該年度分の区市町村民税のうちの所得割課税額が242,100円以上268,200円未満である世帯</u>	<u>38,000</u>		

	<u>D15</u>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <sup>2</sup> 28,200円以上294,200円未満である世帯	<u>40,300</u>		
	<u>D16</u>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <sup>2</sup> 294,200円以上320,100円未満である世帯	<u>42,400</u>		
	<u>D17</u>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <sup>3</sup> 20,100円以上343,500円未満である世帯	<u>44,600</u>		
	<u>D18</u>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <sup>3</sup> 43,500円以上356,500円未満である世帯	<u>46,500</u>		
	<u>D19</u>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <sup>3</sup> 56,500円以上369,400円未満である世帯	<u>48,800</u>		
	<u>D20</u>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <sup>3</sup> 69,400円以上434,500円未満である世帯	<u>53,300</u>		
	<u>D21</u>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <sup>4</sup> 34,500円以上499,500円未満	<u>60,600</u>		

		である世帯			
	<u>D22</u>	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が <sup>4</sup> 9 9,500円以上552,900円未満 である世帯	<u>67,100</u>		
	<u>D23</u>	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が <sup>5</sup> 5 2,900円以上606,300円未満 である世帯	<u>72,400</u>		
	<u>D24</u>	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が <sup>6</sup> 0 6,300円以上659,700円未満 である世帯	<u>73,000</u>		
	<u>D25</u>	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が <sup>6</sup> 5 9,700円以上713,100円未満 である世帯	<u>73,600</u>		
	<u>D26</u>	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が <sup>7</sup> 1 3,100円以上766,500円未満 である世帯	<u>74,100</u>		
	<u>D27</u>	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が <sup>7</sup> 6 6,500円以上である世帯	<u>74,700</u>		
備考					
1 この表において「区市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区					

(削除)

民税を含む。以下同じ。)をいう。

2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。

3 この表において「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得によって課する市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、規則で定める規定は適用しない。

4 4月から8月までの月分の保育料の額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

5 3歳児又は3歳未満児として保育所等における保育を行った児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

別表第2 (第2条関係)

<u>各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</u>		<u>保育料月額 (児童単位)</u>		
<u>階層区分</u>	<u>定義</u>	<u>3歳未満児</u>	<u>3歳児</u>	<u>4歳以上児</u>
<u>A</u>	<u>生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</u>	<u>円</u> <u>0</u>	<u>円</u> <u>0</u>	<u>円</u> <u>0</u>
<u>B</u>	<u>A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯</u>			
<u>C</u>	<u>A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯</u>	<u>1,700</u>		

		<u>帯（所得割非課税世帯）</u>				
<u>D1</u>	<u>A階層を除き</u>	<u>当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円未満である世帯</u>		<u>2,100</u>		
<u>D2</u>	<u>当該年度分の区市</u>	<u>当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円以上18,700円未満である世帯</u>		<u>2,800</u>		
<u>D3</u>	<u>町村民税所得割課</u>	<u>当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が18,700円以上27,900円未満である世帯</u>		<u>6,300</u>		
<u>D4</u>	<u>税世帯</u>	<u>当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が27,900円以上37,100円未満である世帯</u>		<u>7,900</u>		
<u>D5</u>		<u>当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が37,100円以上45,900円未満である世帯</u>		<u>9,000</u>		
<u>D6</u>		<u>当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,900円以上65,800円未満である世帯</u>		<u>15,000</u>		
<u>D7</u>		<u>当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が65,800円以上85,900円未満である世帯</u>		<u>18,900</u>		

		る世帯				
	D8	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が85, 900円以上105,900円未満で ある世帯	21,400			
	D9	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が10 5,900円以上125,800円未満 である世帯	23,700			
	D10	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が12 5,800円以上148,700円未満 である世帯	25,900			
	D11	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が14 8,700円以上188,800円未満 である世帯	28,100			
	D12	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が18 8,800円以上216,200円未満 である世帯	30,100			
	D13	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が21 6,200円以上242,100円未満 である世帯	32,300			
	D14	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が24	34,200			

		2,100円以上268,200円未満 である世帯			
	<u>D15</u>	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が26 8,200円以上294,200円未満 である世帯	<u>36,200</u>		
	<u>D16</u>	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が29 4,200円以上320,100円未満 である世帯	<u>38,100</u>		
	<u>D17</u>	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が32 0,100円以上343,500円未満 である世帯	<u>40,100</u>		
	<u>D18</u>	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が34 3,500円以上356,500円未満 である世帯	<u>41,800</u>		
	<u>D19</u>	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が35 6,500円以上369,400円未満 である世帯	<u>43,900</u>		
	<u>D20</u>	当該年度分の区市町村民税 のうちの所得割課税額が36 9,400円以上434,500円未満 である世帯	<u>47,900</u>		
	<u>D21</u>	当該年度分の区市町村民税	<u>54,500</u>		

		<u>のうちの所得割課税額が434,500円以上499,500円未満である世帯</u>			
	<u>D22</u>	<u>当該年度分の区市町村民税のうちの所得割課税額が499,500円以上552,900円未満である世帯</u>	<u>60,300</u>		
	<u>D23</u>	<u>当該年度分の区市町村民税のうちの所得割課税額が552,900円以上606,300円未満である世帯</u>	<u>65,100</u>		
	<u>D24</u>	<u>当該年度分の区市町村民税のうちの所得割課税額が606,300円以上659,700円未満である世帯</u>	<u>65,700</u>		
	<u>D25</u>	<u>当該年度分の区市町村民税のうちの所得割課税額が659,700円以上713,100円未満である世帯</u>	<u>66,200</u>		
	<u>D26</u>	<u>当該年度分の区市町村民税のうちの所得割課税額が713,100円以上766,500円未満である世帯</u>	<u>66,600</u>		
	<u>D27</u>	<u>当該年度分の区市町村民税のうちの所得割課税額が766,500円以上である世帯</u>	<u>67,200</u>		
	<u>備考</u>				

- 1 この表において「区市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）をいう。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。
- 3 この表において「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得によって課する市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、規則で定める規定は適用しない。
- 4 4月から8月までの月分の保育料の額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
- 5 3歳児又は3歳未満児として保育所等における保育を行った児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

別表第1 (第3条関係)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		延長保育料月額（児童単位）								
階層区分	定義	延長保育を行う時間が1時間以下の場合			延長保育を行う時間が1時間を超えて2時間以下の場合			延長保育を行う時間が2時間を超えて4時間以下の場合		
		3歳未満児	3歳4歳以上児	4歳以上児	3歳未満児	3歳4歳以上児	4歳以上児	3歳未満児	3歳4歳以上児	4歳以上児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		0	0	0	0	0	0	0	0	0

別表第3 (第3条関係)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		延長保育料月額（児童単位）								
階層区分	定義	延長保育を行う時間が1時間以下の場合			延長保育を行う時間が1時間を超えて2時間以下の場合			延長保育を行う時間が2時間を超えて4時間以下の場合		
		3歳未満児	3歳4歳以上児	4歳以上児	3歳未満児	3歳4歳以上児	4歳以上児	3歳未満児	3歳4歳以上児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		0	0	0	0	0	0	0	0	0



第2条の規定による改正

改正後			改正前		
<u>別表第3（第5条関係）</u>			<u>別表第3（第5条関係）</u>		
<u>種別</u>	<u>時間区分</u>	<u>金額</u>	<u>種別</u>	<u>金額</u>	
<u>幼児教育を行う日</u>	<u>午前8時～午前9時</u>	<u>120円</u>	<u>幼保連携型認定こども園</u>		<u>日額400円</u>
	<u>午後2時～午後5時</u>	<u>400円</u>	<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の認定を受けた保育所</u>	<u>幼児教育を行う日</u>	<u>日額770円</u>
	<u>午後2時～午後6時</u>	<u>520円</u>		<u>幼児教育を行わない日</u>	<u>日額1,650円</u>
<u>幼児教育を行わない日（土曜日に限る。）</u>	<u>午前8時～午後2時</u>	<u>1,000円</u>			
	<u>午前9時～午後2時</u>	<u>880円</u>			
<u>幼保連携型認定こども園</u>	<u>午前8時～午後2時</u>	<u>1,000円</u>			
	<u>午前8時～午後5時</u>	<u>1,400円</u>			
	<u>午前8時～午後6時</u>	<u>1,520円</u>			
	<u>午前9時～午後2時</u>	<u>880円</u>			
	<u>午前9時～午後5時</u>	<u>1,280円</u>			
<u>幼児教育を行わない日（土曜日を除く。）</u>	<u>午前9時～午後5時</u>	<u>1,280円</u>			
	<u>午前9時～午後6時</u>	<u>1,400円</u>			

<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の認定を受けた保育所</u>	<u>幼児教育を行う日</u>		<u>日額770円</u>
	<u>幼児教育を行わない日</u>		<u>日額1,650円</u>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年7月20日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の東京都台東区保育所等保育料条例の規定は、令和7年4月以後の月分に係る保育料について適用し、同年3月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正前の東京都台東区保育所等保育料条例第2条の規定により扶養義務者から既に徴収した令和7年4月分からこの条例の施行の日の属する月分までの保育料は、当該扶養義務者に還付する。

(東京都台東区立保育所条例の一部改正)

4 東京都台東区立保育所条例（昭和36年4月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「別表第3から別表第5まで」を「別表第1から別表第3まで」に改める。

東京都台東区立保育所条例の一部改正 新旧対照表（付則第4項関係）

改 正 案	現 行
<p>（利用料金）</p> <p>第11条 指定管理者は、延長保育（指定管理者が行う場合に限る。）及び預かり保育（指定管理者が行う場合に限る。）について東京都台東区保育所等保育料条例（昭和62年3月台東区条例第5号）<u>別表第1から別表第3まで</u>に定める額の範囲内において利用料金を定め、これを指定管理者の収入として収受することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（利用料金）</p> <p>第11条 指定管理者は、延長保育（指定管理者が行う場合に限る。）及び預かり保育（指定管理者が行う場合に限る。）について東京都台東区保育所等保育料条例（昭和62年3月台東区条例第5号）<u>別表第3から別表第5まで</u>に定める額の範囲内において利用料金を定め、これを指定管理者の収入として収受することができる。</p> <p>2 （略）</p>